平成２５年（フ）第３６１号
佐賀県佐賀市駅南本町５番５号　サンシャイン日ノ出406、開始決定時の住所佐賀県佐賀市若宮１丁目16番27―311号　プレミアム若宮
破産者　びすとろ大石こと　大石　勇人
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６３号
熊本市西区蓮台寺４丁目15番１―305号　ヴォルフスガルデンＢ
破産者　松原　道夫
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３７５号
鹿児島県鹿児島市喜入一倉町11318番地３
破産者　田上　笑子
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４４７号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目56番45号　エスペランサ林303号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市向陽１丁目22番６号
破産者　後藤　浩
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４４８号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目56番45号　エスペランサ林303号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市向陽１丁目22番６号
破産者　後藤イツ子
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４７１号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目15番１号　パークマンション201号
破産者　坂口　英喜
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４８１号
鹿児島県鹿児島市喜入一倉町11318番地３
破産者　田上幸一郎
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６３号
岩手県北上市和賀町煤孫８地割48番地、旧住所岩手県北上市九年橋１丁目１番１号　ピースフルハウス105号
破産者　武田　利治
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第８号
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丙2173番地９
破産者　高田登代子
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第９号
神奈川県横須賀市根岸町３―15―20―205、住民票上の住所神奈川県横須賀市芦名２丁目26番32号
破産者　高田　　稔
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３０８号
静岡県駿東郡清水町柿田214番地の21　サンドマーニ二号館303、前住所静岡県沼津市本字千本1901番地の２
破産者　芹澤　　洸
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
愛知県豊田市田中町２丁目40番地　トヨタ自動車田中清風寮４―235、住民票上の住所愛知県安城市美園町１丁目２番地６　第２カーサ竹内303
破産者　竹内　康平（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３８５号
愛知県豊田市浄水町伊保原615番地５　レオパレス栄華西Ⅱ101号
破産者　木本　貴司
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４７号
愛知県西尾市東幡豆町田戸50番地
破産者　鳥山　清美（旧姓中村）
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４７８号
愛知県安城市城南町１丁目13番地12　シャルマン城南202、前住所愛知県安城市安城町若宮43番地１　万祐荘１
破産者　平山　　聖
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３７０号
滋賀県栗東市綣７丁目９番２号
破産者　川口　良朗
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３５号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目22番８号
破産者　植田　正平
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３５９号
兵庫県西宮市甲陽園本庄町６番50―679号
破産者　中村　美幸
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係